

# PARAESTRA 小岩・綾瀬

## 会 員 契 約 書

- 第一条 本書は下記(甲)欄に署名した当道場会員(以下甲とする)と、パラエストラ小岩・パラエストラ綾瀬(以下乙とする)との間に交わされた契約書である。
- 第二条 甲は乙の会則を遵守しなければならない。
- 第三条 甲は乙へ入会するにあたり、以下の入会金を支払う。  
一般クラス 12,000円 大学生クラス 11,000円 中高校生クラス 8,000円  
女性クラス 9,000円 キッズクラス 7,000円 (全て税別)
- 第四条 甲は乙へ、練習への参加不参加を問わず乙の定める方法で毎月以下の受講料を支払う。  
一般クラス 12,000円 大学生クラス 11,000円 中高校生クラス 8,000円  
女性クラス 9,000円 キッズクラス 7,000円 (全て税別)
- 第五条 甲は物価高騰等による入会金、受講料の価格の改訂を乙に提示された場合これを了承する。
- 第六条 甲は以下の行為を行った場合に、乙の判断によって乙の機関から退会となる。  
①甲が乙の会則を遵守しなかったとき。②甲が乙の名誉を傷つけたとき。③甲が乙の機関に相応しくないとき。
- 第七条 甲が退会を希望する際は、乙が定める所定の手続き(①退会届の提出、②受講料滞納分の支払い、③入会プレゼント品の買取義務が生じた場合はその代金の納入、④会員証を交付されていた場合は会員証の返却)を完了させなければならない。手続きが完了し乙が退会を認めるまでは、いかなる理由があろうとも甲は乙に対する月極めの受講料を支払わなければならない。
- 第八条 甲は乙の所有する器物及び施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。
- 第九条 乙に関する施設、あるいは行事、練習および試合で起きた怪我や事故、感染等について、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。
- 第十条 甲の転移、転職、進学などで入会申し込み時に申請した内容に変更があった場合、甲は乙に対してすみやかに届け出なくてはならない。
- 第十一条 退会或いは休会に際し、口座引き落としの関係上甲は退会もしくは休会される月の前月5日までに直接乙の事務に赴き、署名捺印した退会届もしくは休会届を直接乙の事務に提出しなくてはならない。電話、メール、LINE等での受付は一切しない。
- 第十二条 入会に際し、甲が身体に刺青を施している場合、乙が求めた時にはB型肝炎、C型肝炎ウィルス、HIV陰性を証明する血液検査の結果を乙に提出しなくてはならない。
- 第十三条 入会に際し、甲が入会特典プレゼント品を乙から受領した場合、入会日から休会期間を含め在籍期間が1年未満での退会の時には受領品の買取義務が生じ、正規の代金を乙に納めなくてはならない。
- 第十四条 休会に際し、甲は乙が定める手続き(①休会届の提出、②受講料滞納分の支払い)を完了させなければならない。休会期間は3か月以上から1年以内とし休会期間中は甲は乙の定める休会費を毎月支払う。

甲 : 本人署名 印  
※甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。  
上記の者の乙への入会を認めます。

保護者氏名 印

乙 : パラエストラ小岩  
東京都江戸川区西小岩2-17-1 ライオンズマンション1階(101)  
: パラエストラ綾瀬  
東京都足立区綾瀬4-24-13 水垣ビル1階

代 表 大内 敬